

# ぐんま金融広報だより

## 金融・経済講演会を開催しました。

「広げよう！見守りの輪 ～高齢者を消費者トラブルから守るために～」

講師 弁護士 住田裕子氏

去る10月24日(水)、高齢者への消費者被害防止を目的に、「広げよう！見守りの輪 ～高齢者を消費者トラブルから守るために～」と題して、群馬会館ホールにおいて住田弁護士による金融・経済講演会を開催しました。

講演では、組織的な犯罪集団が日々手口を進化させていることや、一度被害にあうと、仲間内で流通する「カモリスト」に載せられ、次々と別の被害に遭い続ける実態を紹介し、そうした被害から身を守るためには、次の5つの備えが重要であるとアドバイスがありました。

1. やさしい言葉で近寄ってきても、「うまい話は自分にこない！裏がある」と簡単に信用しない。
2. 振り込め対策には、「合い言葉」を家族で決めておく。
3. 電話勧誘等で脅し文言があったら、一呼吸し、いったん切っただけで家族・警察等へ相談し、騙されたと気づいたら恥ずかしがらずに消費生活センターへ相談する。
4. 多額の現金は手元に置かない。(天災対策にもなる。)
5. 高齢になると1割は認知症になり騙されやすくなるので、成年後見制度を上手に活用する。



## 金融広報アドバイザーからのレポート

群馬県金融広報アドバイザー 岡住 貞宏(司法書士)

本年度は5校で高校3年生を対象とした「これから社会に出るみなさんへ『大切なお金の話』」と題する講演を行いました。お金を「使う」「稼ぐ」「失う」の3つの場面に焦点をあて、社会生活の必須科目であるお金の話をさせて頂いております。

これまで家庭や学校で守られていた高校生たちも、卒業し、進学や就職をするとすぐに、それまでとは違った経済環境におかれます。残念なことに、周囲にいるのは「良い大人」ばかりではありません。毎年、新入生や新入社員をねらった詐欺事件・悪徳商法が横行しています。

高校生にも分かりやすく講演することに工夫をこらしていますが、本当に覚えておいて欲しいことは、実はたったひとつだけです。それは「すぐに相談する」こと。ダメされた、お金を取られたと気付いたときには、時間をおかず直ちに専門家や相談窓口にご相談してほしいのです。時間がたてばたつほど、対処が難しくなり、お金の取戻しも期待できなくなります。

訪問先の生徒は、みな真剣に講演を聴いてくれます。この生徒の誰ひとりとして被害に遭わないことを願いながら、熱意を込めて講演に努めております。





## 関東財務局前橋財務事務所からのお知らせ

財務省財務局は、地域において財務省・金融庁の仕事をしており、国と地域をつなぐ架け橋となっています。

財務省の仕事では、自治体が行う公共事業への融資や、暮らしに役立つ国有財産の管理、地域の経済動向の調査など、金融庁の仕事では、金融機関の検査や監督などを行っています。

前橋財務事務所では、日本の財政状況、群馬県経済の状況及び金融犯罪にあわないための対策などの無料出張講演会を行っています。お気軽に前橋財務事務所までご相談ください。

TEL (027) 221-4491



## 日本銀行前橋支店からのお知らせ

【日本銀行】と聞いて、皆さんはどんなイメージをお持ちでしょうか？

「何だか堅そう」、「よく分からない」、「そもそもイメージが湧かない」、「どこにあるのかも知らない」…こんな感想をお持ちの方が多いのではないのでしょうか。

日本銀行前橋支店では、日本銀行の役割や業務のこと、金融経済情勢のことなどを皆さまにもっと知っていただくために、随時、店内見学を実施しています。また、春休み・夏休みには、「お金の話」や「にちぎんのお仕事体験」などを盛り込んだ親子見学会も企画・開催をしています。詳しい内容については、日本銀行前橋支店のホームページにアクセスして、ご確認ください。

日本銀行前橋支店

検索

クリック！

《アドレス》 <http://www3.boj.or.jp/maebashi/>



群馬県のマスコット「くんまちゃん」

## 群馬県からのお知らせ

群馬県消費生活課と群馬県金融広報委員会では、去る1月に高崎市立馬庭・西・東部小学校において合同で出前講座を行いました。

今回は「じょうずに使おう 物とお金」と題して、お金に関する講義、お金の使い方についてゲームを通して楽しく実践的に学んでもらう「おこづかいゲーム」、そして消費生活センターの紹介や小学生の消費者被害についての講義と、盛りだくさんの内容で実施しました。

昨年12月に消費者教育推進法が施行され、消費者教育がますます重要になっています。こうした中、県消費生活課では悪質商法被害防止のための出前講座、また、県金融広報委員会では、金融の専門家である金融広報アドバイザーによる講座を実施しています。小学生から高齢者まで、消費者トラブルは皆さんの身近に潜んでいます。出前講座を通じて、かしこい消費者になりましょう。詳しくは以下のホームページをご覧ください。お気軽にお問い合わせください。

○メールマガジン「消費者ホットぐんま」の読者募集。

【登録方法】電子メールで件名に「メルマガ消費者申込み」と明記の上、右記のQRコードを読み取っていただくか、[shouhika@pref.gunma.lg.jp](mailto:shouhika@pref.gunma.lg.jp) まで送信してください。

《出前講座アドレス》 <http://www.pref.gunma.jp/05/c0910010.html>



発行：群馬県金融広報委員会（事務局：群馬県生活文化部消費生活課内）

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1

Tel:027-226-2273 / fax:027-226-8100 / <http://gunma-kinkoui.com/>